

国防総省
日本環境管理基準
(Japan Environmental Governing Standards)

2001年10月

1.1版 (2002年6月改訂)

在日米軍司令部・発行

——日本語版——

梅林宏道・監訳

衆議院議員原陽子・発行 2003年9月 試訳版

在日米軍司令本部

APO AREA PACIFIC 96328-5068

2001年11月5日

配布先への覚書

送付元：USFJ/J00

Unit 5068

APO AP 96328-5068

件名：2001年日本環境管理基準

1. 2001年10月日本環境管理基準（JEGS）を添付する。DoD 4715.5-Gにある通り、JEGSは、日本における国防総省（DoD）の基地ならびに施設が、環境関連の遵守規定、要件、規則、基準について準拠する唯一の指針文書である。また、在日米軍司令本部（HQ USFJ）やその構成部隊が、日本におけるあらゆる範囲の環境問題を管理する際に準拠する規則文書としての役割を持つ。
2. 2001年JEGSは、発布前に、環境小委員会（ESC）の下に設置されたJEGS専門部会（JEGS TWG）による検討を経た。JEGS TWGは、日本政府、HQ USFJ、在日各軍及び米国大使館の代表者で構成されている。JEGS TWG勧告による改訂は、新たに発生する環境問題や従来の環境活動が変遷して生じる変化に取り組むものである。環境面での日常活動はかつてないほど重要性を帯びており、我々にとっての挑戦とは、米軍施設における日常活動に、環境関連規則の概念をいかに関連付け、適用させるかを示すことである。JEGSは、この挑戦に我々が応えることを助ける重要なツールである。
3. 在日各軍はJEGSを受け取り次第実行すること。日本の環境関連法が進化し続けていることから、2001年JEGSは将来改訂される可能性がある。JEGSに関する在日米軍司令本部（HQ USFJ）への問い合わせは、USFJ環境問題上級担当官（J42E）ロバート・スタークス氏（電話DSN 225-4733，電子メール starks.robert@usfj.yokota.af.mil，FAX 225-6743）まで。

（署名）

ポール・V・ヘスター

合衆国空軍中将

司令官

添付書類：2001年日本環境管理基準

配布：ii-iv ページ

2001 JEGS 1.1 版（試訳）

要約

1992年7月7日、環境安全保障担当・国防次官代理は、COMUS JAPAN（在日米軍）を日本における環境問題に関する執行機関に任命した。執行機関としての主な責務は、適応されるべき米国と日本の環境関連法、駐留権、日米地位協定（S O F A）、及びその他の国際協定と整合性のある日本環境管理基準（J E G S）の開発であった。

海外環境基本指針文書（O E B G D）のための日本環境管理基準（J E G S）の完成は、在日米軍の各軍や施設、米国大使館、及び日本政府機関のチームワークの賜物である。

1997年1月付けJ E G Sと2001年10月付けJ E G Sの主な相違点の概要は、次のとおりである。

- a. この文書は、1996年4月22日付け国防総省通達4715.5「海外米軍施設における環境規定遵守の管理」の指針及び2000年3月15日付け国防総省4715.5-G「海外環境基本指針文書（O E B G D）」を採り入れている。
- b. 日本政府の法律を採り入れるために、「排気」と「絶滅の危機に瀕した種を含めた天然資源」の章に大幅な変更を加えた。
- c. 削除したのは、「騒音」「ラドン」「海外における環境への影響」の章である。1997年1月付けJ E G Sで20章に入っていた「鉛系塗料」の章は、17章に移した。

J E G Sは、環境遵守規定ならびに要件に関して準拠すべき唯一の文書であり、環境指針及び基準として在日各軍が準拠すべき第一義的な文章である。

- c. 免責によって予測される、免責期間中の人体への健康や環境への影響があれば、それを記述する。
- d. 免責の正当性、ならびに、基準全体の免責を求める場合は、部分的かつ/あるいは一時的免除では十分ではない理由を記述する。

1-12 分析手法

最終管理基準（FGS）を発展させる際、環境執行機関（EEA）は、ある基準がある研究室的手法によって測定され、ある分析法を踏まない限り不正確である場合には、FGSが分析方法と従うべき適切な品質保証/品質管理の手順に関する簡単な記述を確実に含むようにする。海外環境基本指針文書（OEBGD）やFGSを実行するために必要な研究室的分析手法は、通常、該当する試験法についての認可を米国あるいは日本の規制当局によって受けた研究室において実施される。このような認可を受けた研究室がない場合、研究室的分析は、適切な業界や科学機関によって一般的に認められた、該当試験法についての品質保証基準に関して、信頼に足る遵守実績を達成している研究室で実施される可能性もある。

1-13 章削除の根拠

下記に示す理由は、2000年3月海外環境基本指針文書（OEBGD）から3つの章を削除する根拠を説明するものである。新しいJEGSでは、下記に示すOEBGDの根拠により、騒音、ラドン、海外の環境への影響が除いてある。

- a. 10章 騒音（削除） OEBGD再検討委員会は、米国あるいは米国の国防総省施設における軍事行動から発する騒音に適用する連邦法や規制条項がないこと、さらに、そもそもOEBGD全体が海外での軍事作戦に適用されるわけではないことから、章は削除できるように思われると考えた。委員会は、人体の健康と環境を確実に守るのに、海外の国防総省施設の騒音に関する軍規則とプログラム指針が適切であると考えた。
- b. 16章 ラドン（削除） 環境保護庁（EPA）は一定の行動レベルの勧告を継続しているが、1988年有害物質規制法タイトルIIIの期限切れに伴い、1992年に終了した規制命令を再確立するのに成功しなかった。OEBGD検討委員会は、新しい章立てをすれば、海外部隊のみに適用される、経費のかかる新たな要件を生むこと、さらに新たな要件が、すでに適切にラドンの危険性に対処している、様々な軍の指令に打ち出されている方針にそわないことを懸念した。委員会は、海外部隊におけるラドンの危険性は、国内の部隊と同様の方法で対処されるべきであると決定した。合衆国では、軍の政策指令書によってラドンの危険性の管理についての要件が打ち出されており、軍人を適切に保護している。同様の指令は海外にも適用される。
- c. 17章 海外における環境への影響（鉛系塗料に関連） 1997年8月25日付けの環境安全保障担当・国防次官代理・主任補佐官のメモには、「OEBGDの目的の範囲は、環境遵守規定基準を確立することである。汚染是正や環境分析はその範囲に含まれていない。」と記されている。これに従い、海外の環境への影響に関する章は削除された。在日各軍は、国防総省通達4715.5「海外施設における環境規定遵守管理」、国防総省通達4715.8「海外における国防総省活動に対する環境是正」、ならびに、海外での環境影響